

添付書類

令和3年度
(第6期事業年度)

監 事 監 査 報 告

独立行政法人自動車技術総合機構

令和3事業年度監事監査報告

令和4年6月22日

独立行政法人自動車技術総合機構
理事長 木村 隆秀 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

監事 中村 卓之

監事 亀井 純子

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

【令和3事業年度監事監査報告】

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議（総合技術戦略本部会合、契約監視委員会、内部統制委員会、検査業務適正化推進本部会合等）に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、交通安全環境研究所及び地方検査部・事務所（北海道検査部等12箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保

するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備・運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 本部及び交通安全環境研究所並びに地方検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部において主に以下のような改善又は検討を必要とする事項が認められた。

(1) 地方検査部・事務所

- ① 契約事務において、仕様書や予定価格調書が作成されていない事例が認められた。
- ② 国から使用が認められている敷地の境界を示す境界ピンの一部に確認できない箇所が認められた。
- ③ 職員に貸与されているパソコン等の使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構情報セキュリティポリシー」に定められた管理が適切に行われていない事例が認められた。
- ④ 並行輸入自動車、改造自動車等に係る事前審査書面について、届出書類の一部不備、記載漏れとなっていた事例が認められた。
- ⑤ 現車審査作業における外観検査において、安全作業マニュアルに定められた作業方法に従っていない事例が認められた。

2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に表示しているものと認められる。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

また、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認められる。

3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。

III 自動車機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施するとともに、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を確実に実施している。また、国の施策に対して自動車機構が一体となって貢献を行っていくため、自動車機構内に設置した総合技術戦略本部において統合による効果の効率的な創出とその効果の最大限発揮に向けて取り組んでいる。

令和3年度においては、自動車基準調和世界フォーラムや鉄道関係におけるISO/IEC等の専門家会議への参加を通じた、自動車の国際基準調和及び鉄道システムの海外展開への支援が、コロナ禍という環境下にも関わらず着実に進められた。

また、並行輸入自動車の新規検査等に伴う事前書面審査において、適合性証明範囲の明確化のための技術基準等宣言書の添付や技術基準等の適合性に関わるWVTAラベル等の厳格な審査業務について、審査体制が強化された。

さらに、令和6年10月から始まるOBD検査に向けて、本部にOBD情報・技術センターを設置する等体制強化を図り、令和3年10月からOBD検査に必要な技術情報の管理に係る業務を開始するとともに、OBD検査の核となるアプリケーション等の設計開発が進められたことから、自動車機構の業務全般的には中期目標の着実な達成に向けて、令和3年度計画を効果的かつ効率的に実施していると認められる。

他方、検査機器判定値の設定不備事案について今までの取組により一定の効果が認められる状況であったにも関わらず、令和3年4月に相模事務所の検査機器設定不備による誤判定事案が判明した。本事案は、検査機器メーカーによる定期点検終了後、サイドスリップ・テストの踏板が固定された状態のまま引き渡されることが原因とされているが、検査機器メーカーからの受け入れ時の確認が不十分であるなど、「的確で厳正かつ公正な業務の実施」という目標の達成に向けた取組が十分に徹底されていたとは言い難い。しかし、

事案発覚後の再発防止対策の確立、関係するユーザーへのケア等組織を挙げて迅速に対応しているところは大いに評価できる。検査機器の適正管理は、的確で厳正かつ公正な自動車の審査業務を担う自動車技術総合機構の生命線であることから、監事としても引き続き主要事項として重点的に監視することとする。

IV 自動車機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他自動車機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

内部統制については、本部・交通安全環境研究所の役職員及び内部統制の推進に関する規程に基づく内部統制推進責任者に対して内部統制に関するセミナーが開催されたほか、理事長巡視、内部監査、地方検査部による調査・指導の実施、内部統制にかかる各種規程に基づく委員会（内部統制委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会及び検査業務適正化推進本部会合）の開催等により、内部統制の充実が図られた。

また、平成27年度の神奈川事案（並行輸入自動車について不適切審査があったとして職員が逮捕）が発生した日を「不当要求排除決意の日」と定め、理事長から職員に向けて同種事案を二度と発生させないとの強いメッセージを発信するなど、過去の不適切事案を風化させない取組が展開されたことは効果的な対策と認められる。内部統制システムを有効に機能させていくためには各階層組織が内部統制における役割を認識・理解して、確実に責任を果たしていくことが重要であることから、引き続き、内部統制セミナーの継続的開催等に取り組み、内部統制の更なる浸透に取り組んでいくことが望まれる。

V 自動車機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について

該当する事項は認められない。

VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、該当事項はない。

VII 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数も100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、入札・契約の合理化については調達合理化計画に基づいて透明性及び外部性を確保し取り組んでいると認められる。

－ 以 上 －